

お知らせ

2号調整池と1号緑地

平成24年6月末に、小川町に2号調整池が完成する予定です。
調整池は土地区画整理事業に伴う農地の宅地化などによる水路、河川への流出量の増大に対し一時的に激しく降った雨水を貯蓄します。一度に排出するのではなく、定められた量に従って徐々に排水し、治水の万全を図ることを目的とします。

また、平成23年3月には名鉄桜井駅西側に1号調整池の上部を利用した緑地が完成しました。敷地内には多目的広場をはじめ、健康運動遊具、車椅子対応施設、噴水や休息施設等が配置されています。ストレッチ等を行う際にはぜひご利用ください。



2号調整池

区画整理Q&A

Q.使用収益の開始とは？

A. 原則的に使用収益が開始できる土地とは、仮換地に対して接している道路が全て築造されて、通行可能になっており、仮換地が使用できる土地のことをいいます。水道・農業用水（パイプライン）が供給できる状態になっていることも条件となります。これらの条件が満たされていることを踏まえたうえで区画整理課から『使用収益開始の通知』を送ります。

仮換地に対して接している道路が完成していない場合でも、仮換地先を使用したい方については条件付きで使用を認めることがあります。その場合は事業施行者である安城市役所区画整理課の許可が必要です。（土地区画整理法第76条）

また、従前地の使用が停止できない場合は、原則として仮換地の使用収益の開始はしません。

現地事務所で相談受付中

開設日時：毎週月曜日（祝日を除く）

平成24年4月からは、開所時間を
通年で午後1時～午後4時に変更します。

住所：安城市桜井町貝戸尻28番地 電話：99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部
区画整理課

TEL 76-1111（代表）
TEL 71-2246（直通）

市民とともに育む
環境首都 安城



区画整理ニュース

vol.33 2012.3

安城市

SAKURAI

あたらしい桜井



桜井2号駅前広場（桜井駅東側）の完成イメージ図です。

平成23年度に新しく整備された箇所

区画道路6-53号線



着手前



整備後

区画道路12-1号線

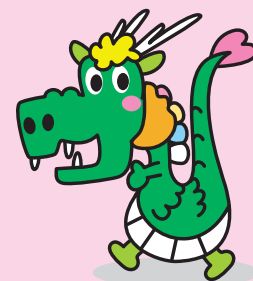


着手前



整備後

区画道路11-3号線の北口の開通は平成24年4月からの予定ですが、東へ抜ける道は狭くなっており危険なため、通過はご遠慮ください。



工事・整備された箇所

区画道路11-3号線



着手前



整備後

桜井福祉センター

桜井福祉センターは桜井老人福祉センターと地域活動支援センター（身体障害者デイサービス）で構成されています。地域住民の福祉の増進と福祉意識の高揚を図ることを目的として、平成20年4月に開館しました。

地域福祉活動の拠点として、高齢者を対象とした機能回復訓練、入浴サービス、身体障害者を対象としたデイサービスのほか、ボランティアの養成と活動の場を提供しています。また各種福祉情報の提供など福祉サービスを総合的に行うとともに地域の実情に応じた事業を実施しています。



環境対策と地域住民への環境意識啓発のため、太陽光発電設備を設置しており、床暖房や給湯についてはコージェネレーション発電設備により都市ガスで発電し、その廃熱を利用しています。

福祉センター内にある会議室、多目的室、調理実習室等は一般の方でもご利用（有料）いただけます。

開館日：火～土曜日 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

休館日：月曜日（敬老の日を除く）

5月3日～5月5日、12月28日～1月4日

問い合わせ先：安城市桜井町新田20番地

桜井福祉センター TEL 99-7365